

《翻 訳》

カール・レンナー

「国家と民族」(上)

(訳) 太 田 仁 樹

【訳者解題】

カール・レンナー (Renner, Karl 1870~1950) は、オーストリア社会民主主義運動を代表する人物で、第一次世界大戦の後にオーストリア共和国初代首相を、第二次世界大戦の後には第二共和国の大統領をつとめた。

オーストリア社会民主党は1899年9月に民族問題に関する有名なブリュン綱領を採択した。ブリュン大会に先立っておこなわれた民族問題に関する議論をリードした論客の代表がレンナーであった。レンナーは1899年2月9日に民族問題に関する講演をおこない、ブリュン大会の後にシノプティクス (Synopticus) という偽名で小冊子の形で出版した。ここに訳出した『国家と民族』がそれである。この著作のなかでレンナーは地域原理と個人原理を区別するオーストロ・マルクス主義に特徴的な民族理論を展開した。レンナーの民族理論は、その後オーストリアの後輩オットー・バウアーに継承されるとともに、ロシアのボリシェヴィキから厳しい非難を浴びた。レンナーの民族自治の構想はその当時には実現されなかったが、EUの先駆をなすものであったという評価もある。

日本でレンナーの民族理論について検討した文献としては、須藤博忠『オーストリアの歴史と社会民主主義』(信山社, 1995年) および倉田稔「レ

ンナー」(丸山敬一編『民族問題——現代のアポリア——』ナカニシヤ出版, 1997年, 第三章)がある。ほかに日本語文献として, 法学関係で二種類の翻訳がある。後藤清訳, カルネル(偽名)『法律制度—特に所有権の—社会的機能』(叢文閣, 1928年), 加藤正男訳『私法制度の社会的機能』(法律文化社, 1968年)。

訳出の底本は, Synopticus, Staat und Nation: Zur österreichischen Nationalitätenfrage: Staatsrechtliche Untersuchung über die möglichen Principien einer Lösung und die juristischen Voraussetzungen eines Nationalitätengesetzes, Mit einer Literaturübersicht, Verlag von Josef Dietl Buchhandlung, Wien, 1899である。テキストの入手については相田慎一氏にお世話になった。記して謝意を表します。

序言

1899年2月9日におこなったこの講演を, 聴衆のさまざまの励ましによって, 私は印刷に付すことにした。政治家——特にオーストリアの政治家——にとっては, この講演はあまりに理論的であり, オーストリアの理論家にとっては, あまりに政治的である。われわれにとって, 両者は遠く離れた職業部門, 生業部門である。われわれはプラトンの「政治学」と違うだけでなく, その反対物をつくらねばならない。われわれは政治家に対して哲学者であるだけでなく, 原則として非哲学者である。国家学と政治を概括的に観察する者は, 双方のギルドからとかく不正競争の嫌疑をかけられやすい。学問的政治をやりこめ, 政治的学問をだまらせるやっかいな状況である。カードが新たに切られる歴史的幕間においてだけ, この肩越しの助言者に発言が許される。多少その徴候が現われたので, 私も敢えておこなうのである。

この文章が出たとき, フォン・ヘルンリット博士が法学会で「法律概念としての民族(Nationalität)」という講演をおこなっていた。この標題は私を極

度に緊張させた。というのはそれは私のテーマでもあったからである。一方での諸個人の集合としての民族と個人の民族心理的性質としての民族とを法的にいったいどのように把握するのか？ 国家において、法秩序において民族は何を望むのか？ 民族諸政党はどのような役割をそれに求めているのか？ 政治的スローガンは法的に表現するとどのような内容なのか？ この騒々しい権力闘争はどうしたら平和的な法関係に変わるのか？

従来の学問的諸見解と既存の法律的事実の概括に着手し、民族問題 (Nationalitätenfrage) が公法における言語の通用の問題に還元されることを知ったとき、私は迷いから醒めた。それはかつて形式的なものであったし、今日でもなおそうであるように思われた。その背後にある物質的利害とは？ 民族政党の政治的権力志向は？ ベーメンの国法とは？ ドイツ人の干渉とは？ 「諸言語の同権」のためにだけ闘争がおこなわれているということは、一体本当のことなのか？

国家基本法に記されても、この「諸言語の同権」は法的には笑うべき誤った概念なのか？ 何らかの考えられる法律体系において、言語が権利をもつこと、あるいは権利対象になることは可能なのか？ 母語を話す人間の権利としてさえも、それは個人的自由の一般的権利の法的に無意味なおまけというべきなのか？ それならば、すべての人のいうことをその言語で聞くという国家の義務の意味をもつにすぎないだろう。どの民族に対してこの義務を果たすのか？ 次のような法規でもって、チェコ人の希望はかなえられるのだろうか？ 「ドイツ人だけが国家官吏に任用されるが、彼らは広く使われている言語をマスターせねばならないのか？」

好都合にも、この講演の目的は、民族帰属が権利の基礎であるべきで、それを公法的資格としてしっかりと確定することが必要だ、と明確に示すことである。

「ツークンフト」に載ったクラマーシュの論文も講演と印刷の間に現われた。そこで彼は地域の自治を認め、民族的自治に味方した。この表明にどの

ような意義を与えるかは、読者には以下で明らかになるであろう。もしこれが理論的にだけでなく政治的にも考えられ、クラマーシュの党で是認されるならば、調停行動の主要点は解決され、私の説明は予想したよりも現実的であり、平和を希望することができる。だが私は報告が信頼されないのではないかと危惧する。

著者

INTER ARMA SILENT LEGES. 武器を持った争乱においては法は沈黙する。闘争によって、既存の法律状況が揺るがされるだけでなく、将来の法律の形成そのもの、すなわち時代の問題を理論に法典化する作業が不可能になる。その問題はなおも長らく権力問題であり続ける。だが激しい闘争の二年後の今、短い鎮静が、すなわち燃えるような熱狂に代わる意義深い冷静さが、両陣営で現われているように思われる。われわれは、内政におけるケーニヒグレーツを経験している。このケーニヒグレーツには勝者はないが、まもなく14条に従ってハンガリーに巨額の戦争賠償金が請求される。ある民族(Nation)を他の民族によって、ある人種(Rasse)を他の人種によって支配させることで、オーストリアを統治するという考えの敗北が確証された。権力問題は同等な無力さという意味で決着がついた。だから残っているのは一層の妥協だけであった。協定の様式、すなわち民族的勢力範囲の区画の基準となる原理についてだけが、なお問題となっているのだ。

今日まで闘争は決して原理をめぐる闘争ではなかった。最初はチリ、ヴェッケルスドルフ、あれこれの宮廷の官職、この学校、あの役所、ついにはベーメン、メーレン、シュレージエンの全ての役所で闘争が起こった。チェコ人の役人層は多かれ少なかれ独占的な職務権限を得ようと闘った。わずか一世代前には、なおハプスブルクの全領邦とドイツ民族の神聖ローマ帝国に役人を供給していたオーストリアのドイツ人ブルジョアジーは、帝国、ハンガリー、ガリチア、ついにはベーメン王の諸邦とアルプス地方のスラブ

人部分から駆逐され、旧世襲領の小さな領域を頼みとすることになった。この事実の物質的意味がドイツ人の側の熱烈な防衛意識を説明する。民族原理(Nationalitätsprinzip)、統一国家の理念、同権と自治の要求が、基礎にある物質的利益をまとめるとともに、覆い隠すことになった旗印であった。闘争の全期間において、これら諸原理はほとんど説明されることがなく、法律的形式化さえ一度も試みられることがなく、この種の公法学的な考察も軽視されていた。権力問題はそのようなものとしてあらゆる点であからさまに扱われていた。

今日、闘争する者すべての刀がたたき落とされている議会停会の後では、法律問題や原理問題を提起し、解決の考えられる原理から可能で必要なものを探り、解決一般がはじめて可能となる法律的な前提を確認することが、時宜を得たことと思われる。

この研究はその結論そのものと同じ様に簡単ではありえない。おそらくオーストリアの問題は、諸関係の複雑性と例外性によって、近代国家のあらゆる問題の中で最も難しいものであろう。ここでは安易な処方箋を適用することに頼ることは困難である。民族問題(Nationalitätenfrage)を構成する個々の民族的諸問題(nationalen Fragen)の多様性がそれに加わる。近く君主国全体に布告される言語法によって、民族問題を一気に解決することは考え難い。というのはどの法律的秩序も平和の秩序であるからである。それは、先行する勝敗の決まらない闘争の後の妥協の結果であるか、勝者の独裁、すなわち勝者の意志(Sic volo)であるかである。ドイツ人とチェコ人の闘いは頂点に達していた。ここでは妥協が可能と思われる。それに対して、ドイツ人—スロヴェニア人問題、イタリア人—ドイツ人問題、イタリア人—スラヴ人問題、そしてとりわけポーランド人—ルテニア人問題は妥協に達するまでにはほど遠い。ここでは諸政党は闘争を欲し、こちらではある政党がなお勝利を望み、他方では別の政党が現状(Status quo)を耐え難いものと感じ、闘争を引き受けている。

これらの場合に、闘う両者の自発的な和解に期待するのは、ユートピア的である。これらの場合には、強力な第三者の意志が闘争を最終的に決定することができるか、アドホックな休戦の決定が可能であるかである。

いま日程にのぼっている言語法が成立すれば、それは憲法の場合を除いて唯一の部分的暫定措置である。われわれの将来の発展は、われわれが最終的な解決形態に到達するまでの暫定措置から暫定措置への前進である。最終形態そのもの、すなわち発展の終点は、今日では現実的ではない。しかしそれにもかかわらず、われわれはどこへ向けて航海しているのかを知らねばならず、目的なしに道を選べないのだから、われわれは考えられる最終目的を推し量るよう努めねばならない。したがって複数の民族 (Volksstämme) の平和的な共存が可能なのはどのような方法のもとでなのか、ということの問題にすることが必要である。それによって初めて、われわれは次の行動のための指針となる観点とわれわれの目下の準備行動の合目的性についての判断とを得ることができるのである。ある最終的解決の方向にすべての暫定措置が向かっていないならば、われわれは目的への道を閉ざしてしまうに過ぎない。

にもかかわらず、この非現実的にかすんだユートピア的な最終結果以上に現実的なものはなにもない。それについての明確な洞察なしには、どんな実践的な提案もない。法律と規則によって民族問題を調整する最終的な原理を科学的な方法で研究する以上に必要なことはなにもない。このことはかつてほとんど試みられなかったようだ。そのような試みこそここでの課題である。それは実践的な提案ではなく、その成功のために必要な手段、すなわち不可避の準備作業だと考えられよう。

この課題においては、いかに政治的なスローガンとして好都合であろうとも、諸民族 (Nationalitäten) の同権の原理はただちにわれわれを窮地に追い込む。1849年3月4日の欽定憲法の第5条によれば、「全ての民族 (Volksstämme) は同権である。」そしてこの条文は公民の一般的権利についての国

家基本法の第19条第1項においてくり返されている。法律的な形態でのこのスローガンの受容が如何に不適當なものかを示すには、この立法についてのグンプロヴィッチの批判を見れば十分である。「われわれは、コルポラチオンやアソチアチオンがいかに法の担い手たりえ、それを実行できるのかを、法学によって確実に知る。しかしながら民族はアソチアチオンでもコルポラチオンでもなく、法学的意味での「法人 (moralische Person)」でさえない。」——「あらゆる法の不可欠な前提、しかも法の担い手たる主体の明確で厳密な概念が……われわれには欠けているので、このような定義不能な民族というものがどうしてそれに属する権利を行使することができるのか、ますます理解することができないのである。」——「1849年の3月憲法の第5条で、その解決の鍵があたえられることなく、われわれに謎が掛けられている事柄を、われわれの望むように変えることができる。われわれは「民族」という語で立法者がなにを考えているのか知らないし、オーストリアにどれほどの民族がいるのかについて信頼すべき説明を与えられることもない。」(その一方で、帝室直属地の構成と範囲は憲法によって確定されている。)[最後に、(どのようなやり方で民族が)法の担い手でありうるのかについても知らない。]

「諸民族の同権」についてわれわれに残された唯一の可能な解釈は、ネガティブなもので、それに従ってわれわれは、いずれの民族に帰属しようともどの公民の場合においても政治的な権能の縮減を招かない、とこの法律上の規定を理解している。——それはもともと「法のもとでの公民の平等」についての規定がすでに表明していることをくり返しているにすぎないのだから、当然この解釈によれば、規定全体は全く余計な贅言であることになる。

したがって、この規定が全体としての民族を引き合いに出しているなら、民族は法的主体ではないのだから、この規定は不可能である。個々の個人について言っているのなら、法のもとの平等はもともと憲法で確認されているのだから、この規定は余計なものである。

こんどは次のような異論がとなえられるだろう。一般的な原則は独立した法規ではない。それは手に入れた具体的な諸法規による具体的な法的諸関係の調整のための方針にすぎない。しかしこの点に関して「同権」はわれわれにとって明らかではない。どのような具体的な場合にそれが現れようとも、それは次のようなこと以外には何も語らないからである。法秩序が個人に対し権利を承認するたびに、この権利は一定の民族的帰属に依るものではなく、公民であることそのものに帰せられねばならない。原理はネガティブなものである。この平等な権利の内容となるべきことについては、原理は何の説明も与えない。権利の実体の限定、すなわち国家のものを国家に、諸民族のものを諸民族に与えることこそが問題なのである。

それに加えて次のことがある。国家においては、どんな公職に対するどんな権利も、君主以外の誰も持っていない。個人がどんな公職にも権利を全く持たないときに、どの民族 (Nation) に属する者にも同権ということが一体どのように認められるべきだろうか？ そして公職問題こそが重要な争点である。ここで同権の基盤のうえでの法的な規定をどう考えるのか？ 役所の権力は王の大権であり、あらゆる民族闘争 (Nationalitätenkämpfe) にもかかわらずそうであり続けるだろう。この種の法的な規定はどれも王への願望であり、その実現が内閣や多数派に依存している。同様に、どのような権利も同権も問題とならない多くの民族的争点が存在する。

にもかかわらず法的、法律的調整なのか？

下院で唯一の多民族にまたがるインターナショナルな政党、すなわち社会民主党——それは、少なくともそのことを認める勇気をもっている唯一の政党である。他方で、教権的なキリスト教社会党もその敵対者がインターナショナルであることの反映として少なくとも同様にインターナショナルな性格を持つ——は、この問題に別の定式化をおこなった。それは諸民族の自決権 (Selbstbestimmungsrecht der Nationen) を要求している。確かにそれは、これから見るようにポジティブな原理である。しかしそれは、どのよう

な具体的な法人にこれが帰属するのか、全国的な自決権と民族的な自決権の間の境界線をどのように引くのかという問題についての立ち入った説明を全くしていないし、明らかに回避してさえている。

確かに民族(Nationalitäten)を公法的小よび私法的権利の法的主体である帝室直屬地に変えても、事柄は適當である。しかし帝室直屬地の自治は諸民族の自治(Autonomie der Nationen)の意味とはほど遠い。それが何を意味するかは後述する。

中央集權的にか、連邦主義的にか、帝室直屬地の方法でか、民族自治(Nationalitätenautonomie)の方法でか、民族問題をどのように調整するつもりでも、調整が法的・法律的小であるべきならば、まず問題としなければならないのは、権利が誰に認められるべきか、その内容は何なのか、どのような刑罰規定があるのか、その不可侵性についてどのような確実な保証があるのか、である

言語法によって整序・保証されるべき国家行政に対して、民族(Nation)そのものがある法的な介入をする必要が、政治家たちの念頭にも浮かぶ場合に、彼らはこれを、公民のどのような権利と義務であろうと自然人と法人そのものに基礎を置いているという、実体的な意味での法律の本質であるとは考えずに、一定の行為のための権力授与と委任を官庁機関に許す行政命令であると考えた。後者は実体的意味での指令である。指令方法をめぐって闘争がなされた。これは、そのような指令のための立法権だけが権限のあるものであるという形式的な意味を持つにすぎないものなのか、あるいは、ここでは内部的な公職組織の問題だけでなく、個々の公民や全民族の重要な利益も考慮されるというより深い意義を持つものなのであろうか? 問題となっているのはこのことではないのか? もしそうなら、「民族的」諸権利もそう推定される者に属さなければならず、官庁の権限と義務の形で現われる必要はない。あるいは諸民族はその諸権利の保証を望まないのか? しかし正確に定式化された憲法上の公民の権利がないときに、合法的な官庁活動に対する

いかなる保証があるのか？ この場合、帝国裁判所も行政法廷も権限を有しない。ただ大臣の責任があるだけである。今日では誰でも知っているように、これは民族問題における保証とはならない。法律的方法で命令を発すれば、なんらかの民族的権利が保証される、というような欺瞞に身を委ねることだ。

永続的な解決は、実体的な法によってしか可能でない。すなわち官庁のための訓令を意味するものではなく、特定の民族性を有する公民たちおよび諸民族に、完全に規定された内容を持つ主体的公法的権利を保証する規定によってのみ可能なのである。法的主体と法的な内容の正確な確定が不可避の法的先決問題である。

すでに最初の形式的な前提、すなわち法的主体の確定において、様々な考える原則に出くわす。その一つに立場を決めねばならない。民族帰属の理解は多面的な科学的討論の対象であり、特に統計学の重要な課題である。これに関してとりわけ1874年のペテルブルクの国際統計学大会の討議とそれを補ったフィッカーとケレティの意見を参照されたい。民族性を確認するためには三つの可能性がある。1. 民族学的な (ethnologische) 標識による確定、2. 母語による確定、および3. 日常語 (話し言葉) による確定である。大会は、問題の統計的把握に対する合目的性を考慮して最後のものに賛成した。

民族問題の国家的調整にとって、この三つの標識のどれも十分なものではないということはいまや明らかである。演繹的な方法で結論を求めるとまに、類推によって事柄を明確にしたい。

民族闘争 (Nationalitätenkampf) に類似する国家的・社会的生活の領域があるだろうか？ この領域はしばしば説明されているが、ほとんどすっきりした理解に達することができない。しばしばわれわれの民族闘争に似ている異なった信仰間の問題は、数世紀にわたる抗争の後に、現代つまり近代法治国家において、平穏とまでは言えなくとも法的な妥協には到達した。市町村

や地区や領邦で、自分の行政部を持つ複数の信仰がほとんど衝突することなく共存している。信仰生活と民族生活の権利の内容が全く異なっても、信仰と信仰との間および教会と国家との間の形式的な権利の区分——ここではこれが問題となる——が、豊富な類比を示している。

信仰への帰属はどのように調整されているか？ どの信仰も個人の所属それ自体を変えられないものであると考える傾向がある。洗礼、割礼等々はぬぐい去ることのできないものだという印象をわれわれに与える。信仰そのものも国家的生活のなかで決められるかぎり、それは恒常的な対立と闘争の源泉である。世俗の共同体としての国家は、歴史的・経済的には共存せねばならない、互いに排斥しあい攻撃し合う信仰上の立場を顧慮することはない。国家は個人の意志の明確で自由な宣言を重視し、全く宗教的・儀式的でないこの行為に信仰の領域での権利創造的な力を授ける。成年者は法的には自由にその信仰を選び、未成年者については親権者が選ぶ。国家にとっては礼拝の主事者への宣言で十分である。また法について言えば、共通の意志としての法秩序は、いつも個別の意志だけに向かう。法人のものでも、自然人のものでも、宣言された意志は、法的生活の魂である。あらゆる法的関係は、意志関係の形態を受け取る。法的財、つまり物質的および観念的利益は諸個人の意志内容として現われる。その命令においては、法は土地や建物に向かうことはない。それは人間の意志だけに向かうことができる。別様に考えることはできない。民族帰属については、その権限のある官庁の前で、諸個人が自由にその民族性を宣言すること以外には決めることができない。この諸個人の自己決定権があらゆる民族自決権の相互関係を形成する。生来の帰属民族からの離脱が人種の民族主義者にとって不快なことであるのは、宗旨替えが信仰深いものにとって不快であるのと同様である。このような出来事の判断は、国家の法ではなく、民族の道徳に帰属するものである。

民族性の概念を正しいと、すなわち従来 of 学問研究の成果に照応するものであると考えるならば、この出来事を論争の余地のないものと認めさせな

ればならない。今世紀の間の民族性概念の発展を追跡することは、ここではできない。これについては末尾に付される文献一覧を参照されたい。どの場合も用語法が確定している。それによれば国家的概念としての Volk は法的平等をともなう国家制度への帰属を表し、Volksstammは方言の同一性をもつ民族学的 (ethnologische) な共属を表し、Nationalitätはこの文化的共同体の表現としての価値ある民族文学をもつ精神的・文化的共同体を表す。精神的・文化的共同体への帰属について、この帰属意識の他にどんな基準が存在できるだろうか？ 「母語」ではだめだ。たとえばジャミッソーは精神的・文化的にドイツ民族に属している。「日常語」も同様にだめだ。というのは、ロンドンに亡命したイタリア人は、たとえ英語だけを使おうとも、イタリア人であり続けるからである。明確な民族性宣言よる以外の方法で、法的生活のための民族意識は一体どのように把握できるのか。

もちろん、民族生活は主に言語共同体によって表現される。しかし、これは民族的な人種—共通意識の本質的な表示形態ではない。オーストリアにおけるスラヴ諸民族の共属感情は、彼らが——しばしば一緒に行動するが——ドイツ語を話すことよって、明示されるべきなのだろうか？ これに関して、私はグンプロヴィッチの言うことを引用するとどめる。「同じ言語を使用することでしか明示されない民族性について語ろうとするなら、それにもかかわらず、このような民族性の領域でこそ積極的・民族的と受動的・民族的とを区別せねばならないということが残る。教養階級だけが共同体的な民族文化の意識を持つ。彼らは自民族の教養ある言語、文章語のなかにその表現を見いだすのである。教養のない大衆はこの意識を持たない。彼らは純粋な真の民族意識の能力を持たない。彼らには共通の種族的帰属 (Stammesangehörigkeit) や宗教的帰属についての理解しかない。ある程度の文化を前提するより高度な真の民族感情はつねにどこでも無縁なものである。彼らには言語は地方的・種族的 (ethnischer) ・信仰的な共属性の徽章なのであり、精神的な文化共同体の表現ではないのである。諸民族の公的生活の非常に多

くの現象がこの違いから説明される。たとえば、民族的 (nationale) 熱狂とその企てはほとんどすべて教養中間階級から生ずること、その際に民衆はほとんど引き綱につながっているだけであること。この点ではエートフェースが述べていることは全く正しい。「……民族運動の先頭に立つ人がいかに奮闘しようと、民衆 (Volk) の名においてその要求をいかに大きく掲げようとも、その概念は民衆自身には無縁のものであり続けることがわかる。」

この意見が、とりわけ引き綱のイメージについて、いかに真実であろうとも、エートフェース以後この批判の客観的な基礎は変化している。下層の民衆は今日では文化を得ようと努めており、民族の文化宮殿の門を叩いている。しかしその民族問題は全く異なった内容を持っている。それは自民族に向って、文化財への参加の権利を要求する。別の運動の指導者、すなわち単なる民族的な運動の指導者は、異民族に反対している。それゆえに後者は他の諸民族の敵であるが、前者は——諸民族の支配集団は珍しく団結して宮殿の扉を閉めておこうとするのであるから——インターナショナルなものである。プロレタリアートがオーストリアの政治に参加することで、民族問題は権力問題から文化問題になるのである。

では上述の意味での民族性宣言はいかなる意味をもつだろうか？ 国家基本法19条によれば、全ての民族 (Volksstämme) は平等の権利を持つ。どの民族もその民族性と言語を保持し保護する不可侵の権利を持つ。権利は「不可侵」ではあるが、上述したように、権利主体だけが持つことができるのである。権利主体だけがその侵犯を訴えることができる。訴えることができず実施できない法規は、法規ではなく、かなわぬ望みである。民族 (Nationalität) の権利が存在するのだから、既述の宣言によって証明された民族帰属 (Nationszugehörigkeit) が、カトリック教、成年、父子関係等々のような個人の法的な身分—資格であるということは必然である。これが個人の公法的権利を基礎づけるのであり、その本質的内容は以下のように要約できる。

1. 民族 (Nation) への帰属とは、すなわちその文化財への参加の権限の

付与とその負担の分担の義務であり、自民族に対する権利の主張と責務でもある。市民的諸政党は民族問題のなかに国家と民族の関係および民族と民族の関係しか見ない。彼らの闘争目標は、まずもって消極的な役所の権力である。この点にはほとんど関心がひかれぬ。それに対して、需要と供給の法則によってペーメン王の諸邦の外へ叩きだされたチェコ人労働者にとって最重要であるのは、チェコ語の教育団体を創設し、自民族による無償の法的保護を要求する権限を持つことである。しかし、ガリチアの都市に駐屯するドイツ人の将校にとっても、その子どものためのドイツ語の授業を助けるために費用を分担するように自民族に要求することは重要なことであろう。自民族に対する権利もあるのである！。

2. 民族的諸権利の侵害事件ないし民族的な迫害および民族的動機による個人の法的資産の侵害の場合における、民族的に異なった個人および団体としての異民族集団の告訴の公認。たとえば外交的方法で賠償を得るオーストリアのイギリス人よりも、オーストリアのオーストリア人が無保護でないとすれば、罪のある個人が確定できない場合には、チェコ人によって略奪された場合はドイツ人が、ドイツ人によって略奪された場合にはチェコ人が、異民族集団に対する賠償訴訟をおこなわねばならない。

3. 国家の勢力範囲が民族集団 (Nationalitäten) そのものに留保されている法的分野に拡大される場合に、国家に対する民族的権利の保護の公認。

民族的権利の内容は、上記にスケッチされたものだけである。ここでは個人の問題を体系的に展開するかどうかが問題であった。しかし、法的関係が闘争に代替し、民族問題が法的に調整されるにしても、まず法学的な標識によって権利主体を確定しなければならないことは明白である。したがって、この資格、すなわち主体的公法的権利は、問題の法的解決にとって不可避の法学的な前提である。上述の宣言を、現存の名簿に登録するのか、自分の民族名簿に登録するのか、あるいは制度全体の主要目的によっては学校の名簿に登録するのかは、合目的性の問題である。

主要問題は、法人としての民族 (Volksstämme) の組織である。この決定的な点で、50年来相変わらず民族を帝国直属地とすり替えるなら、民族問題を解決することはできない。あるいは帝国直属地の自治によって民族的平和が確実に帰結するとあらかじめ証明するのだろうか。この証拠が提示されない限りは、国家および地方行政の多少の分権化の問題が言語問題に取って代わることはない。二つの問題が極めて密接な関係にあることは明らかである。しかし理論的な考察にとっては、一定の問題で研究対象を入れ替えることは妥当ではない。民族集団は争う党派ではなく、政治的な乱暴者でもなく、重要だが平和的な法的構成要素であるべきなので、法的生活をもつすべての被造物と同様に、人格として扱われることを望むに違いなく、帝国直属地が混血状態で揺りかごに入れられるのを甘受することはない。民族集団が特定の帝国直属地をそのようなものとして、すなわち地域的な範囲であると規定し、それ以上にその住居やその故郷だと規定しないならば、ことは違ってくる。

帝国の衰亡に関する確かな努力や組織的な労働をすべて無駄なことだ考える宿命論者がいる——現在その数はオーストリアで非常に多い——。彼らは民族問題に関わる利害を際限もなく過大評価している。なぜなら彼らはわれわれの選挙制度やその諸結果および日常的喧騒によって騙され、上述した引き綱を断ち切れないものだと考えている。危機が純オーストリア式に駄目にされてしまうことを恐れるべきである。しかし今日では街路標識が一言語であるか二言語であるかとかその種の争いはもはや問題ではないし、上流・中流階級に属するドイツ人、チェコ人、ポーランド人が官職に就く見込みも問題ではない。問題なのは完全な解体の後にオーストリアを再建することなのである。オーストリアは、全ての民族が自ら統治し、どの民族の問題も単独で処理し、共通の問題はすべて一緒に処理するようにつくられるべきである。どの特別の機能にとっても一般的な機構から一つの特別の機関が発生するということが、有機的な発展の法則であるので、国法的単位や物質的・社

会的な利害の総体としての国民（Volk）および文化的・精神的な共同体としての諸民族（Nationen）は、特別な機能のためにも特別な機関を必要とする。われわれは社会的・文化的利益集団に応じた法の分化の時代に生きていないだろうか？ 市民法典の本体から、われわれは商法と手形法、鉱業法と海上法、労働法、工業法を切り離した。農業は固有の法律を求めている。至るところ集団形成と集団法がある。そして、われわれの国制にとって最も重要な集団である民族集団（Nationalitäten）は、法的生活にとって相変わらず、国家的法規という衣服に順応しない超越的な自然児なのだろうか？

だから、無力な諸形態を取り除き、それに代わって、組織された諸民族（Nationen）を！

しかしながら、それは他のすべてのものと同様な単なるきまり文句なのだろうか？ それは民族性原理（Nationalitätenprincip）の否認を意味しないだろうか？ この原理の本質は民族国家（Nationalstaaten）の建設ではないのか？ 19世紀の歴史は、民族国家の建設の傾向が最強の発展動因となっているということを示し、反駁の余地なくしめしているのではないか？ 特別国家におけるのは異なった民族の組織の問題があるのだろうか？ われわれはそこから国家と民族（Nation）の関係を問題にする。

ここで国家についての多様な定義を検討することは、われわれの意図ではない。本質的な諸指標を挙げれば十分である。国家は主権的領土団体である。理解に不可欠の必要要件は、1. 住民、2. その組織である。これは個人の単なる集合ではなく、個別目的と並んで全体目的が妥当し、全体意志の形成とその実現のための機関が生じるのである。この全体意志は、すべての国家成員の個別意志と一致することはなく、それゆえ一般意志ではない。そうでないなら、それは反抗者に対する強制力の行使を必要としなかつたらう。それはその時々支配的な利益集団の意志の表現である。3. 全体意志の絶対性、4. 領土に対する主権団体の排他的支配。

しかし民族（Nation）は文化共同体である。どのような原理で国家と民族

の概念は一致するのだろうか？ まず第一原理。民族(Nation)は諸個人の共同体である。しかし、それは結社(societas)ではなく、共同体(communio)である。個別化原理はここでは全体意志ではないからである。共同性は、少なくともまず概念的には意志の範囲にではなく、思考と感覚および思想表現と感情表現の範囲、すなわちこの統一が具現される民族の言語と文学の範囲に存する。それは全く異なった人間的側面に関わるものである。意志一般を度外視すれば、支配的な絶対的意志は存在せず、支配的な思想傾向と感情傾向が存在する。ここからしか民族的相違は生じない。民族性一意識は一定の領土と必然的關係をもつものでもない。

マンチーニやナポレオン三世などが定式化したように、民族共同体のための国家という特別存在、したがって民族の全体意志、主権、領土統治権を必要とする民族性原理(Nationalitäten-Princip)はいまやどこに行くのか？

これは国家と民族の存在条件から説明される。国家は法によって生存している。その生命はそれが法的命令によって個別意志を従わせている全体意志の形成に存する。しかし個別意志の全体意志への転換、全体意志の個別意志への転換は、自然諸力のように機械的・自動的には起こらず、人間の媒介によって起こる。全体意志は効力をもつために言語的表現を受け取る。これは人間の認識能力に依拠している。規範が必要で合目的なものであることの認識、それに対する反抗の無駄なことの認識が、個人の意志にとっての動機となり、全体の思想生活と感情生活から生ずるすべての他の動機に立ち向かう。そしてすべてのこの動機の関連した力が決断にとって決定的な役割を果たす。この遠い回り道によって、はじめて国家秩序と法的秩序は人間の行動を調整し、規定するものとなる。ある法的規範が有効であるのかそうでないのかは、それだけから生ずるのではなく、すべての認識事象と感情事象の全体から生ずるのである。

中世の原始的な国家はほとんど任務がなく、国民全体に直接に関係せず、ただ国民の極小部分である封建領主にだけ関係していた。それはほとん

どの人間とほとんど意志疎通をしなかった。今日では人間の事實的諸關係は途方もなく複雑なものになった。最も有能な國民經濟學者でも經濟的諸關係の全体を見通す能力はない。そして國家はこの事實的諸關係のすべてを調整し、それを法的諸關係にするのである。それはすべてについて特殊な名辭を持つ。法律的用語法だけが、使いこなすのが難しい概念体系になる。國家の命令はこの形態で各個人に向けられる。それは何らかの民族文化によってのみ達成できるような高い精神的・文化的水準を要求する。それは高度な民族生活を前提する。しかし逆に、それ自身はこの文化手段によって諸個人に影響を及ぼすのである。國家のもとで生きていくためには、未開の訛をもつ民族 (Volksstamm) は、發展した民族文學をもつ民族 (Nation) になるか、あるいはそのような民族に同化しなければならない。しかし國家が民族に影響を与えるには、民族的文化手段を利用しなければならない。

ここから導かれる最も単純な結論は、國家と民族が一致しなければならない、そうすれば國家裝置は克服すべき摩擦抵抗を最小にできるということである。

民族は思想生活と感情生活の共同体、だから純粹に内的なものである。しかし思想と感情は表現と伝達によって、すなわち民族語によってのみ共通のものとなる。思想と感情はわれわれの中で理由なく生ずるものではない。それは外的な出来事、とくに人間の行為の反映である。それは、今日ではほとんどすべての点において國家的に調整され、法的に決定される。民族的感覺は、第一に國家組織に影響を受け、國家秩序により助長されたり制止されたりする。國家秩序が民族的感覺から離れれば離れるほど、民族生活は危険にさらされ、その發展は妨げられる。

ここから導かれる最も単純な結論は、民族と國家が一致しなければならない、そうすれば民族は發展に対する抵抗を最小にできるということである。

この二つの結論が民族性原理 (Nationalitäts-Princip) を導きだすのであり、それらは疑いもなく正しい。

しかしどうして国家と民族は現実に完全には一致することがないのであろうか？ それはまさに国家が、できるだけよい民族的精神文化を保証することとは別の課題をもっているからである。その課題はとても重要であるので、国家は別の目的を達成するためにのみ、上述の摩擦抵抗と発展に対する抵抗を忍耐強く引き受けるのである。国家の法秩序は、上述したように、その時々 of 支配的利益集団の意志の表現である。この利益は、主に物質的な性質のものであるが、しかしすべての民族 (Nation) の支配階級に共通のものである。それは空間の中で物質として存在し、一定の領土の中でのみ実現可能である。だから排他的な領土支配が出来なければ、国家は考えられない。国家の領土的発展は国家の中の支配集団の物質的利益によって支配されている。国家と国家領土は分かちがたいものだと理解されるが、諸民族は物質的利益を追い、存在をかけた闘争が彼らを渦巻かせているので、彼らは領土の中に混じり合っている。民族は領土団体とは理解できない。

ここから次のように言える。民族性原理の主張は行き過ぎである。なぜなら、それは民族のすべての国家主権の返還を要求するが、領土統治権や物質的文化主権は民族生活の範囲外にあるのだからである。民族集団 (Nationalitäten) がきっぱりと区別されているところでは、国家装置は確かに単純である。その機構のすべての主権の行使が可能だからである。しかし様々な小民族がごたまぜになっていて、その領土が十分完成されていず、支配集団の国家形成の利益に間に合うほどの物質的基礎を供給できない場合には、根本的関係を再建しなければならないし、別々の社会的機能ためにも別々の機関の体系が作られる。

この意味では、国家と民族の対立は国家と社会一般と同様な対立である。国家は法律的な領域支配である。社会は事実的な人的結合である。これは人間社会の発展において意義深い役割を果たした対立である。太古の共同社会は血縁に基礎をおく人的結合である。移動の必要性すなわち遊牧生活は、領土との固定的な関係を許さなかった。国家への定住がそこには欠けている。

オリエントの大君主国やローマ帝国は最初の大領域支配であり、近代的意味での最初の国家である。支配的利益集団が初めは民族であり、経済的階級ではないという違いがあるだけである。征服された者は奴隷や隷属異民族（*peregrini dediticii*）となり、したがって法律的に没落するか、あるいは市民として国家制度に受け入れられ、したがって全体国家のなかに同化する。ローマ帝国に代わって、種族帰属に基づくゲルマン人およびアラブ人の種族国家（*Völkerschaftstaaten*）が登場する。ここではまず征服された種族は勝者と同様に権利と言語を保持し、二つの法律的に異なった種族（*Völker*）が同一の領域に住むという現象が現われる。それにもかかわらず政治的には相変わらず一種族だけが権限を有している。カロリング朝の世界帝国は、その民族的権利、言語、特性を廃棄したり抑圧することなく、あるいは一定の区分け直しにとどめることで、初めて多くの種族を統一した。経済的階級である大土地所有者が支配したのであり、種族が支配したのではない。バイエルン人やフリースランド人のもとで生活していようとも、ローマの属州民は民族的権利を保持したし、フランク人、アラマン人、カマヴィー人もローマ人のもとでその権利をもっていた。判事は係争事件を審理するまえに、「いかなる法によって汝は生活しているのか（*Quo jure vivis*）？」と尋ねた。それから当事者はその民族宣言をおこなった。それで判事はどの法によって判断しなければならないのかを知った。いわゆる個人原理（*Personalitäts-Princip*）がおこなわれていた。カロリング王朝ではその支配のもと10民族が異なった民族語だけでなく、異なった法によって生活していた。

近代国家はそれに代わって地域原理（*Territorial-Princip*）を採用している。汝が我が領土に住めば、汝は我が支配、我が法、我が言語に服す。これは支配の表現であり、同権の表現ではない。移住者に対する定住者の支配、需要に応じなければならない無所有者に対する財産に固執する所有者の支配であり、少なくとも、少数者に対する多数者の支配であって、多数者に対する定住少数者の支配ではない。ここから民族国家（*Nationalstaaten*）の領土

闘争が生じ、国家内での民族主義者たちの領土政策も生ずる。青年チェコ党がベーメン王の領土の国法を望むのは、それが少数派に対する支配を彼らに保証するからであり。青年ドイツ党が従来のドイツ連邦諸邦の独立、ガリチアおよびダルマチアの除外、つまり青年ドイツ党の国法を望むのは、それによりドイツ人の多数が保証されるからである。地域原理は決して妥協と同権をもたらすものでなく、闘争と抑圧を必然的に伴うだけである。その本質は支配なのだから。

全体としての民族はこの支配によっては勝利しない。内部での移動と人類の広範な領域の密接な経済的接触の結果として、民族は一定の非常に狭い境界に制限されることはできない。故郷から出てくるすべての要素は、異民族にとっては不法なものである。一貫した国法支持者は、ウィーンではチェコ人がその民族性を表現する権利をもたないことを容認せねばならない。地域原理は、自民族少数者の無分別な放棄であり、古くから定住している所有階級のための異民族少数者の無分別な支配を含意している。民族思想が封建理念と混ぜ合わされ、しばしば反民族的なものとなる。

もちろん主権国家と主権国家の交わりにより、地域原理に対する防壁が国際法のなかに存在する。イギリス人は祖国の外交的庇護があるので、プラハの彼の事務所の扉に英語の貼り紙をつけ、その通りでは、好きなように英語をはなす権利がある。それでも彼は外国人である。しかしオーストリアのドイツ人はプラハでは無権利である。彼が「チェコ人の土地」にいるからである。彼はドイツ語を話したり、ドイツ語の看板を出す権利がない。さもなくば虐待や略奪が彼を脅かす。彼が略奪されても、誰に訴えるべきなのか？ チェコ民族にか？ だがそれは法人ではない！ 注意すべきなのは、30年にわたって全オーストリアの気をもませてきたこの民族は、法的生活においては存在せず、法律と裁判にとっては形而上学的で超越的な形象であることである。もちろんこのことはチェコ人に対するドイツ人、ルテニア人に対するポーランド人等々についても妥当する。一言でいえば、どのオースト

リアの民族集団 (Nationalitäten) も国内におけるよりも外国において庇護されているし、どの外国人もその自国の内国人よりもわれわれのところでは庇護されている。なぜなら国内生活では地域原理に対する矯正がなく、その民族の誰も保護されることなく、報復措置、すなわち復讐による以外には誰も保護しないからである。これは法的状態ではなく、潜在的あるいは公然の内戦状態である。

民族集団を構成し、権利と責任を付与し、宣言する必要が生ずる。どの民族成員も帝国のあらゆる部分で——もちろん後で説明する等級づけをされて——その民族の庇護を受け、負担と義務を担う。要するに、地域原理ではなく個人原理が基礎に置かれ、民族は領土団体としてではなく人的団体として構成されるべきで、国家としてでなく民族として、伝説的な国法ではなく生き生きとした民族的法律 (Volksrecht) に従って構成されるべきである。もちろん、領土なしにはどんな民族もないし、その内部構成は住民の地域的区分から独立であることはできない。個人原理が民族集団の区分と諸個人の集約をもたらす構成的原理であるとすれば、地域原理は組織原理としてのその意義ある役割を果たさなければならない。

しかしこの種の建設の不可能性をあらかじめ主張しようとするなら、次のようなことを念頭に置かねばならない。まず形式的には言語に関してだけでなく、——今日どの程度適用可能かはわからないが——フランク世界帝国の公法と私法の全体についても、個人原理は優勢であり、そこで多くの民族集団の共生を可能にしていた。第二に、この体制はすべての異民族、いわゆるオリエントの「フランク人」にとって、言語に関してだけでなく、私法や刑法に関しても有効な法体制である。カール大帝の法制度もオリエントの事情も特にたいいていの人々を驚かせるものではないであろう。第三に、この原理は、われわれおよび高度な文明諸国では、信仰への確固たる力、その生命力を誰も疑わない組織である宗教団体において、最も純粋に妥当している。

同一の市町村に、二つ、しばしば三つの宗派が唱えられるときには、それ

らは一つずつ公法的コルポラチオン、つまり宗教ゲマインデをつくり——あるいは少なくともつくるべきである——、自分の幹部、自分の資産、課業と慈善のための施設を持ち、委託された活動範囲で自己行政団体として国家の業務を行い(名簿管理)、教区、大教区、司教教区等々に地域的に結合し、多くの人々がカトリックのように地域的な主権を持たない普遍的な世界的人的団体に結合する。ここで問題に対して「カエサル(国家)のものはカエサルに、神のものは神に！」という方式が見いだされた。たとえばレンベルクに三人の大司教が住んでいて、一人がカトリック、一人が東方帰一教会派、一人が非帰一派教会であり、ここでは彼らとその臣下が互いに絶えず仲違いすることない、ということがありえた。もちろんつねにそうであるわけではなかったが。なお領土に属する人に宗教も属す(*cuius regio illius religio*)という原則が妥当していたときには、それは純粋な地域原理(今日ではおそらく領土に属する人に言語も属す(*cuius regio illius lingua*))であり、宗派間の争闘がこの地を荒れ狂った教世紀にわたる闘いから、教会に国家の機能を委ねることは出来ないし、国家に教会の機能を委ねることは出来ない、という教訓をついに得た。教会から領土的な主権を奪い、宗教的主権を委ね、教会が概念的にだけ考えられるものにすぎないものになると、直ちに平和が支配した。同じ考え方と同じ話し方をする者の人的団体としての民族(Nation)と同様、同じ信仰を持つ者の人的団体となったのである。

ここから地域原理はそれ自身不合理で支持できないものであるとは言えない。逆である。それは民族国家形成の方式である。民族国家(Nationalstaat)は、上で認めたように、内部の軋轢が少ない国家制度を意味し、自然必然的に各民族の理想であり、少なくとも「積極的な」民族性を与えられている成員の理想である。それは民族問題の考え得る解決方式の一つである。

しかし、歴史的に与えられた経済的・社会的に必然的なオーストリアの統一国家の枠組みの中では、それはオーストリアの民族問題の解決方式ではない。というのは民族的領域国家は民族的な不和を排除せず、それを生みだ

し、深刻なものにするからである。それは不和を法律によって緩和するのではなく、暴力によって解決する。それは膨張と勝利を可能にするが、喪失と衰退の危険をももたらすのである。それは、民族の権利の平穏で確実な享受、多言語で統一した法治国家での調和的な発展を決して与えない。それはオーストリアの問題の解決ではなく、オーストリアの解体を意味する。ハンガリーの例は、国際法上の連合は決定的分離を押し止めることはできないことを教えている。

さらに概念的には区別はいかようにも厳密になされうるし、またなされねばならないとしても、事実そのものは非和解的な対立の中にあるのではない。両原理の妥協が、さし迫ったドイツ人—チェコ人の休戦でなければならぬであろう。個人原理に近づくとつれて、休戦はいっそう長く好都合なものとなるであろう。純粋な地域原理の基礎のうえではそれは不可能である。

(続く)